

令和7年度



東金市 ×

こどもまんなか
こども家庭庁

～政府主導の児童1人につき現金2万円支給(1回限り)～

物価高対応子育て応援手当

支給対象児童 支給対象者

支給対象児童

【平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童】

- ▶ 令和7年9月分の児童手当の支給対象児童
- ▶ 令和7年9月に出生した10月分の児童手当の支給対象児童
- ▶ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

支給対象者 【東金市に住民登録履歴があることが前提となります】

- ▶ 上記の支給対象児童を養育されている**児童手当受給者**

支給額

東金市では順次、支給対象児童1人につき**2万円**(1回限り)の支給を開始します

※ 支給日について…支給準備が整い次第「支給日のお知らせ」をお送りしますのでお待ちください

申請について

申請が不要な方【児童手当の登録口座へプッシュ型で振り込みます】

東金市から児童手当を受給されている方のうち、以下に該当する方

- ▶ 令和7年9月分(令和7年10月支給)の児童手当を受給されている方
- ▶ 令和7年9月に出生した児童の10月分の児童手当を受給されている方

※令和7年10月1日以降に東金市から転出されている方も東金市からの支給となります

※口座の解約・変更等により振り込みができない場合は支給されませんので令和8年1月中旬までにお問い合わせください

申請が必要な方

- ▶ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童を養育されている児童手当受給者
- ▶ 所属庁から児童手当を受給している公務員
- ▶ 令和7年10月1日以降に離婚などにより児童手当の受給者を変更されている方

※ 令和7年度 物価高対応子育て応援手当の支給を希望されない方
令和8年1月30日(金)までに「物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書」を
東金市役所 市民福祉部 子育て支援課(0475-50-1202)まで提出してください

よくある質問

Q. 東金市外に引っ越しをした場合はどうなるの？

A. 児童手当受給口座または届出書により届出いただいた口座に、9月30日時点の特別区を含む住所地市区町村から振り込まれます

Q. DV被害により、児童と共に避難している場合はどうなるの？

A. 避難先の市区町村から支給を受けられる場合がありますので、なるべく早く、子育て支援課(0475-50-1202)にご相談ください
住民票を異動する必要もなく、配偶者のいる市区町村に連絡をする必要もありません

Q. 支給日はいつ？

A. 支給準備が整い次第「支給日のお知らせ」をお送りしますのでお待ちください
振り込まれる時間は、金融機関によって異なりますので、入金が確認できない場合は時間をあけてご確認ください

Q. 母と子は東金市に在住、父が市外で児童手当を受給している場合、物価高対応子育て応援手当はどちらから支給されるの？

A. 令和7年9月分(令和7年10月支給)の児童手当を受給されている方に支給されますので、お父さまの住民登録のある市区町村へお問い合わせください

東金市在住の公務員の方

公務員の方は手続きについてまずは所属庁にご確認ください

※ 東金市へ申請する際には、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁からの必要事項の記載及び証明が必要となります

手続きに関するお問い合わせ

東金市役所 市民福祉部
子育て支援課 子育て給付係

電話 0475-50-1202

(受付時間 平日 8:30~17:15)



制度に関するお問い合わせ

こども家庭庁 コールセンター

電話 0120-252-071

(受付時間 平日 9:00~18:00)

「物価高対応子育て応援手当」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください！！

東金市からご自宅や職場などに問い合わせを行うことがあります

しかし、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや支給のための手数料などの振り込みをもとめることは絶対にありません

もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに子育て支援課(0475-50-1202)の窓口または東金警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください